

## 居宅介護支援事業所

## 萩原ケアサポートセンター

## 【職員体制】

## ※特定事業所Ⅱ

職種		常勤	非常勤	指定基準	備考
1	主任介護支援専門員	専従 兼務	1名	1名	
2	介護支援専門員	専従 兼務	4名 1名	1名	3名

## 【利用料金表】

基本単価(単位:円)	居宅介護支援費			特定事業所加算	自己負担
要介護度	I) 45件未満	II) 45~60件未満	III) 60件以上	Ⅱ	
要介護1・2	10,860	5,440	3,260	4,210	0
要介護3・4・5	14,110	7,040	4,220	4,210	0

※ 居宅介護支援費Ⅱ・Ⅲについては、45件、60件を超える件数のみ適用。

※ 特定事業所加算Ⅱは、常勤専従の主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置したの場合。

加算単価(単位:円)	居宅介護支援費	自己負担	加算内容
入院時情報連携加算	I 2,500	○	・入院された場合、3日以内に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合
	II 2,000	○	・入院された場合、4日以上7日以内に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 ・退院又は退所にあたって病院等の職員から利用者に係る必要な情報を受けた場合	(I) イ 4,500	○	カンファレンス以外の方法により1回受けた場合
	(I) ロ 6,000	○	カンファレンスにより1回受けた場合
	(II) イ 6,000	○	カンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合
	(II) ロ 7,500	○	情報を2回受けており、内1回以上はカンファレンスにより受けた場合
	(III) 9,000	○	情報を3回受けており、内1回以上はカンファレンスにより受けた場合
	初回加算 3,000	○	・新規に居宅介護サービス計画を策定した場合 ・要介護度が2段階以上変更となった場合
通院時情報連携加算	500	○	・ご利用者が病院等の受診時に介護支援専門員が同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等カンファレンス加算	2,000	○	・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅に訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(1人につき一月2回までを限度とする)
ターミナルケアマネジメント加算	4,000	○	・在宅で死亡下利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及びサービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

詳しい料金等につきましては、担当者にお問合せください。

利用料金について説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者氏名

印

署名代行者

印